北海道

～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報

第42号
2024. 12. 25

通院中の医療脱毛クリニックが破産してしまった！

医療脱毛クリニック「アリシアクリニック」（旧「じぶんクリニック」）を運営する医療法人社団美実会及び一般社団法人八桜会の破産手続開始決定を受け、たくさんの相談が寄せられています。
美容医療クリニックやエステサロンの破産などで同様の被害にあってしまった場合は、以下の対処法を参考にしてください。

一言アドバイス

北海道消費者
教育PRｷｬﾗｸﾀｰ
「ちえ子さん」

○未施術分に対応する代金については、信販会社やクレジットカード会社に対し、支払いの停止を主張できる可能性があります（支払停止の抗弁権（抗弁の接続））。なお、有効期限や役務の消化状況等により主張できない場合があることに留意してください。

○支払い停止の抗弁を主張せずに、信販会社やクレジットカード会社からの引き落としがされないように口座の残高をゼロにしてしまうと「延滞」扱いになってしまうことがあるため、支払い停止の抗弁権を主張し、請求を止めるように申し出てください。

○クレジットカード一括払い・信販会社の分割払いですべて支払済の場合でも、施術回数が残っているようであれば、クレジットカード会社や信販会社に相談してみてください。

○返金等について事業者と直接話し合いをすることはできませんので、事業者のホームページなどで破産管財人からの情報を確認してください。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html

困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター　受付時間　平日／午前９時～午後４時３０分

相談専用電話　050-7505-0999

消費者ホットライン※　188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRｷｬﾗｸﾀｰ
「かしこしか」